

優遇制度

北海道に立地していただく企業の皆様を資金面でもサポート

北海道の優遇措置

- 補助金** 建物・機械設備費等に対する補助
(右記「北海道産業振興条例に基づく補助金」とおり)
- 地方拠点強化税制**
オフィス減税と雇用促進税制の特例措置、中小機構による債務保証、道税(事業税・不動産取得税・固定資産税)の課税免除又は不均一課税(P★「地方拠点強化税制」とおり)
- 税制優遇** 事業税・不動産取得税・道固定資産税の課税免除又は不均一課税(地域関係開発法指定地域に限る。)
- 融資** 設備資金の低利融資
(北海道中小企業総合振興資金のうちライフステージ対応資金(ステップアップ貸付(企業立地))
・右記「北海道産業振興条例に基づく補助金」の対象業種に係る事業所の新增設を対象)

国の優遇措置

- 補助金** 地域雇用開発助成金等
- 税制優遇** 中小企業経営強化税制(特別償却又は税額控除)
- 電気料金の実質的割引措置になる補助金**
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)
対象地域:泊村、神恵内村、岩内町、共和町

市町村の優遇措置

- 補助金** 投資に対する補助
雇用増に対する補助
固定資産税相当額(又はその一定割合)の助成 等
- 税制優遇** 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の減免 等
- 融資** 設備資金、運転資金の低利融資 等

※上記の支援制度は一例であり、制度は市町村によって多岐にわたりますので、対象地域・要件などの詳細な内容については、各市町村にお問い合わせください。

政府系金融機関等からの優遇措置

- ・(株)日本政策投資銀行
(設備資金等)
- ・(株)日本政策金融公庫
(設備資金、長期運転資金)

建物・機械設備費
用地取得費運転資金等

※各種優遇制度の対象地域・業種などの詳細な内容については、各市町村及び各関係機関にお問い合わせ下さい。

地域未来投資促進法

地域未来投資促進法に基づく支援措置とは

「地域未来投資促進法」に基づく国の同意を受けた「基本計画」を作成した地域において、その基本計画に定められた「地域の特性」、「経済的効果」等に該当する事業を行う事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成のうえ、知事へ申請し、承認を受けた場合には、各種優遇措置等を受けることができます。

(お問合せ先)北海道経済部産業振興局産業振興課 電話:011-204-5328(ダイヤルイン)

※支援を受けるためには、工事着工の前に計画承認が必要となりますので、早い時期にご相談ください。

地域未来投資促進法による主な支援メニュー

〈国の予算による支援措置〉

- 地域未来投資促進事業費(令和2年度予算)
 - ・総合的なイノベーション支援
- ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費(令和2年度予算)
- 地域イノベーション基盤整備事業費(令和元年度補正予算)
- 地方創生推進交付金の活用(令和2年度予算)

〈税制による支援措置〉

- 先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ・機械・装置等:40%特別償却、4%税額控除
 - ・建物等:20%特別償却、2%税額控除
- 地方税の減免

- ・不動産取得税の免除(道税:承認地域経済牽引事業用施設に供する家屋及びその敷地である土地)
- ・固定資産税の減免(市町村税:市町村によって措置の有無や内容が異なります。)

〈金融による支援措置〉

- 日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資

〈規制の特例措置等〉

- 工場立地法の緑地面積率の緩和
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮 等

※制度毎に優遇措置の対象となる要件が異なります。
詳細は、優遇措置担当機関にお問い合わせください。

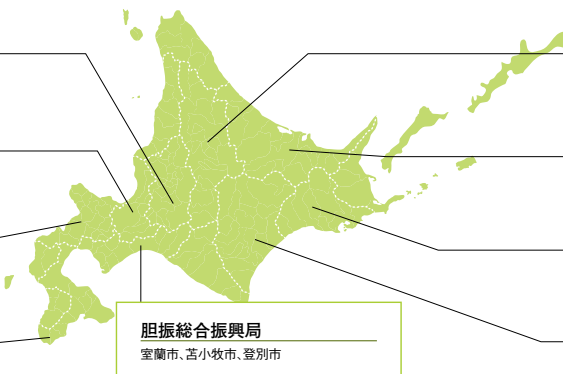
地域未来投資促進法に基づく「基本計画」作成地域(2020(令和2)年4月現在)

空知総合振興局
岩見沢市、美瑛市、虻川市、赤平市、滝川市、砂川市、奈井江町、妹背牛町、沼田町

石狩振興局
札幌市、千歳市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町

後志総合振興局
小樽市、ニセコ町、仁木町、余市町

渡島総合振興局
函館市、北斗市、七飯町、森町



上川総合振興局
旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、上川町、東川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、下川町

オホーツク総合振興局
北見市、紋別市、津別町、斜里町、滝上町

釧路総合振興局
釧路市、厚岸町、白糠町

十勝総合振興局
帯広市、音更町、芽室町、中札内村、大樹町

胆振総合振興局
室蘭市、苫小牧市、登別市

北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成20年4月1日施行)

(令和2年4月1日現在)

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容		
						助成額	限度額	通算 限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 航空機関連製造業 ^{注3} 高機能素材・複合材料関連製造業 ^{注3}	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を 対象とする。(札幌市を除く。))	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 ^{注8}	20億円 同一企業につき
		増設		投資額の5%		5億円		
		新設		投資額の10%		10億円 ^{注8}	13億円 同一企業につき	
		増設		投資額の5%		3億円		
		新設		10億円以上 1人以上		投資額の5%	1億円	—
		新設		一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 ^{注5} 20億円以上 5人以上		投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円
					投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	同一企業につき	
		新設		2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき	
					投資額の5%			
		新設		(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は30人 以上)	1年間の賃料の 1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	—	
投資額の10%	10億円		13億円 同一企業につき					
新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%		10億円	13億円 同一企業につき			
		増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%		3億円		
新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき				
		増設	投資額の5%		3億円			
新設	特別対策地域 ^{注4}	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき				
		特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域又は旧企業立地促進法の適用地域に該当する新設の場合のみ 投資額の8%						
新設	地域未来投資促進法適用地域又は旧企業立地促進法適用地域 (札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る) ^{注6}	雇用増(2人まで)を含むことができる)	雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	1億円				
		投資額の8%	1億円					
新設	工業団地(札幌市を除く) (製造業又は植物工場に限る。(植物工場は、工業団地と工場適地を 対象とする。(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上(補助対象施設と一体的に事業を行う施設の 雇用増(2人まで)を含む ことができる)	投資額の8%	1億円				
		投資額の4%						

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅰにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。

なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

2 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

3 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等を認められたもの。)

4 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。詳しくは別図をご確認ください。

5 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。

6 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。

7 補助金は、10年以内に分割して交付することがあります。

8 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、航空機関連製造業、 高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

地方拠点強化税制

平成27年6月に改正された地域再生法に基づき、道は地域再生計画を作成し平成27年10月2日付で国の認定を受けました。
 本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、道に「地域活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けることにより税制等の優遇措置を受けることができます。

(令和2年4月1日現在)

区分		【拡充型事業】	【移転型事業】
		東京23区以外の道外から、又は道内企業が本社機能・研究所若しくは研修所（特定業務施設）を拡充して整備する事業	東京23区から道内に移転して本社機能・研究所又は研修所（特定業務施設）を整備する事業
主な施設整備計画の認定要件 ※着工等、賃貸借契約締結前に認定を受けること（令和4年3月31日まで）		○事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所（整備する特定業務施設及び特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所）において特定業務（事務所であって調査・企画部門等のために使用されるもの、研究所、研修所で重要な役割を担うもの）に従事する従業員数（移転等が行われる業務部門以外の特定業務に従事する従業員も含む。）が5人（中小企業者2人）以上の増加が見込まれること。 ○特定業務施設で特定業務に従事する常時雇用される従業員数が5人（中小企業者2人）以上であること。 ○特定業務施設において特定業務に従事する従業員数が5人（中小企業者2人）以上増加すること（移転型事業については過半数が東京23区からの転勤者であること又は初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可）。 ○【移転型事業】事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において特定業務に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の地域の活力を失わせることがない場合は除く。	
優遇措置	オフィス減税の特例措置 ※施設整備計画の認定日から2年を経過する日までに取得すること	取得価額：2,000万円以上（中小企業者1,000万円以上） 建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却15%又は税額控除4%（法人税又は所得税） 限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%	建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却25%又は税額控除7%（法人税又は所得税）
	雇用促進税制の特例措置	○適用要件 当該適用年度中の法人の特定新規雇用者等数（注）が2人以上であること ※上記要件を満たした適用年度以降の適用年度については、上記要件を満たさなくても適用可（ただし、当該適用年度までの全ての適用年度において、特定業務施設の雇用者数及び法人全体の雇用者数が減少していない場合に限る。） 当該適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと	移転型 ○雇用者増加数1人当たり最大90万円（80万円*）を税額控除 〈最大50万円（注）+上乗せ分40万円（30万円*）〉 *近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合 〈上乗せ分について〉 ・上乗せ分40万円は最大3年間継続（40万円×3年＝120万円） ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用 ・特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除 ・雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可
	・雇用者増加数1人当たり最大30万円（注）を税額控除	（注）増加雇用者が転勤者の場合は減額（－10万円）非正規の新規雇用者は対象外。 ・当期増加雇用者は、特定業務施設の当期増加雇用者を行い、法人全体の増加雇用者数を上限とする。 ・新規雇用等とは、雇用保険一般被保険者である新規雇用者及び適用年度途中で雇用保険一般被保険者となった者をいう。 ・適用年度は施設整備計画の認定日を含む事業年度から3年間。	
	限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%（オフィス減税との併用不可（移転型の上乗せ措置については併用可））		
中小機構による債務保証		保証限度：15億円 保証割合：借入及び社債の元本の30% 保証期間：10年以内	
道税の課税免除・不均一課税 ※施設整備計画の認定日から2年以内に新設、増設すること	事業税	不均一課税 （税率に乘じる割合） 第1年度 1/2 第2年度 3/4 第3年度 7/8	
	不動産取得税	不均一課税 （税率に乘じる割合） 1/10 ※土地は取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に限る。	課税免除
	固定資産税	不均一課税 （税率に乘じる割合） 第1年度 1/10 第2年度 1/3 第3年度 2/3	第1年度 課税免除 第2年度 不均一課税 （税率に乘じる割合）1/4 第3年度 不均一課税 （税率に乘じる割合）2/4
対象地域		美幌市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、奈井江町、札幌市、小樽市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、南幌町、当別町、室蘭市、白老町、函館市、北斗市、七飯町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、下川町、北見市、網走市、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、白糠町 の一部区域 全市町村の一部区域	

※注「特定新規雇用者等数」とは、「特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数（特定業務施設の雇用者増加数が上限）」と「特定業務施設の雇用増加数から新規雇用者数を控除した数（0を下回る場合は0）」の合計数をいう。

- 本社機能（全社的な業務を行うもの又は各地域における支部などが複数事業所に対し行うもの）～総務・法務・人事監査及び施設管理部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門等
- 研究所～事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（工場内の研究開発施設も含む）
- 研修所～事業者による人材育成において重要な役割を担うもの